岩手県告示第354号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。 平成23年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町及び二戸郡一戸町
 - (2) 基本測量を実施する期間 平成23年6月1日から平成24年2月29日まで
 - (3) 実施する基本測量の種類 基本測量(東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量)
- 2(1) 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
 - (2) 基本測量を実施する期間 平成23年6月1日から平成24年2月29日まで
 - (3) 実施する基本測量の種類 基本測量 (東北地方太平洋沖地震に伴う三角点改測)